

SPAN パラメータの取扱いについて

平成 29 年 3 月 9 日

株式会社日本商品清算機構

項 目	内 容
1. 目的等	<p>① この取扱いは、「取引証拠金等に関する規則」第 4 条第 2 項に基づき、SPAN により証拠金を計算する為に必要な変数等（以下「SPAN パラメータ」という。）について、必要な事項を定める。</p> <p>② この取扱いにおける用語の意義は、当社諸規程等に定めるところによる。</p>
2. SPAN パラメータの設定	<p>① 当社は、原則として商品グループごとに SPAN パラメータを定める。当該 SPAN パラメータは、定期的に見直しを行うもの、定期的に見直しを行わないもの及び当社がその都度定めるものとする。</p> <p>② 定期的に見直しを行う SPAN パラメータは、原則として月 2 回変更（上下期制）を行うこととし、SPAN パラメータの適用期間は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上期 適用開始日：毎月第 1 営業日 適用終了日：15 日（15 日が営業日でない場合は、15 日の前営業日） ・下期 適用開始日：16 日（16 日が営業日でない場合は、16 日の翌営業日） 適用終了日：毎月最終営業日 <p>③ 定期的に見直しを行う SPAN パラメータは、原則として各適用開始日の 6 営業日前を基準日として見直しを行う。</p> <p>④ 市場の状況が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、臨時見直しを行い、SPAN パラメータの全部又は一部を変更するものとする。</p> <p>⑤ SPAN パラメータが適正に算出されない場合又は諸状況を勘案し当社が必要と認めた場合は、この取扱いに基づき算出した SPAN パラメータと異なる当社が適当と認めた SPAN パラメータを適用するものとする。</p> <p>⑥ 臨時見直しを行い、SPAN パラメータを変更した場合は、原則として、見直し日の翌々営業日から見直し日に適用されている SPAN パラメータの適用終了日まで適用する。</p>

項 目	内 容
	<p>⑦ 定期見直し公表日から適用開始日の間に SPAN パラメータの臨時見直しを行う場合は、原則として、変更した SPAN パラメータを、定期見直しに係る SPAN パラメータの適用終了日まで適用する。</p> <p>⑧ 定期的な見直しを行わない SPAN パラメータは、新規商品が上場される場合、実勢と乖離していると認められる場合又はその他やむを得ない事由がある場合においてのみ、全部又は一部の変更を行うものとする。</p> <p>⑨ 商品グループは、次の場合を除いて、原資産の単位とする。</p> <p>イ. 金（標準取引）、金（ミニ取引）及び金先物オプションについては、金グループとして一つの商品グループとする。</p> <p>ロ. 白金（標準取引）及び白金（ミニ取引）については、白金グループとして一つの商品グループとする。</p>
<p>3. SPAN パラメータの通知及び公表</p>	<p>① 当社は、SPAN パラメータの全部又は一部を変更する場合には、当該変更前に清算参加者等に通知し、公表する。</p> <p>② 当社は、新規商品が上場される場合、事前に当該追加事項に係る SPAN パラメータを清算参加者等に通知し、公表する。</p> <p>③ 定期的に見直しを行う SPAN パラメータは、適用開始日の 5 営業日前に当該内容について清算参加者等に通知し、公表する。</p> <p>④ 臨時見直しを行い、SPAN パラメータを変更した場合は、原則として、当該内容について見直し日の翌営業日までに清算参加者等に通知し、公表する。</p> <p>⑤ SPAN パラメータの公表については、当社ホームページへの掲載等により行う。</p> <p>⑥ 適用される SPAN パラメータの情報を元に設定される 取引所ごとの SPAN リスク・パラメータ・ファイル（アーリーファイル及びファイナルファイル）を、JCCH システム、当社ホームページ及び CME サイトへ掲載する。</p>

項 目	内 容
<p>4. 定期的に見直しを行う SPAN パラメータ</p> <p>(1) プライス・スキャンレンジ</p>	<p>当社が、定期的に見直しを行う SPAN パラメータは、以下のものとする。</p> <p>プライス・スキャンレンジは、原則として、カバー・プライス・レンジに当該商品グループの原資産の換算倍率を乗じて得た額とする。</p> <p>① カバー・プライス・レンジとは、原則として、当該商品グループの原資産の 1 番限を除くすべての番限を対象とし、カバー期間における日々の価格変動率のうち、99%をカバーできる価格変動率の最小値に、基準日における 1 番限を除くすべての番限のうち最大の帳入値段を乗じた額をいう。</p> <p>② カバー期間とは、原則として、基準日から起算して各商品グループの原資産の各限月の日々の価格変動率を定められた個数取得できる期間をいう。新規商品が上場された場合など、カバー期間が定められた個数に満たない場合は、当社が取得可能な日数分のデータで算出する。(以下、カバー期間を利用して算出を行う場合には同じ扱いとする。)</p> <p>③ プライス・スキャンレンジ算出におけるカバー期間は、各限月 120 個の価格変動率が取得できる期間をいう。</p> <p>④ 価格変動率とは、当日の原資産の帳入価格と前営業日の原資産の帳入価格の差を、前営業日の原資産の帳入価格で除して得られた数値の絶対値をいう。なお、当日が発会日の場合は、カバー・プライス・レンジの算出対象外とする。(以下、価格変動を利用して算出を行う場合には同じ扱いとする。)</p> <p>⑤ 株式会社東京商品取引所の金グループ及び白金グループにあつては 6,000 円の整数倍、金限日取引グループ及び白金限日取引グループにあつては 600 円の整数倍及び他の商品グループにあつては 5,000 円の整数倍となるように切り上げる。</p> <p>⑥ 同一商品内で取引単位の異なる限月が混在する場合には、上記にかかわらず、当社が別に定めるプライス・スキャンレンジを設定するものとする。</p>

項 目	内 容
(2) ボラティリティ・スキャンレンジ	<p>ボラティリティ・スキャンレンジは、カバー期間における日々の基準ボラティリティの変動幅のうち、99%をカバーできる基準ボラティリティの変動幅の最小値とする。</p> <p>① 基準ボラティリティとは、オプション取引における各商品の1番限を除くすべての番限を対象とし、以下の方法により算出する数値をいう。</p> <p>イ. 各取引日のアット・ザ・マネー (ATM) のインプライド・ボラティリティ (IV) と取引高で加重平均を行い、基準ボラティリティを計算する。</p> <p>ロ. イ. の IV を用いることが適当でない当社が認めた場合は、当社がその都度定める値を基準ボラティリティとする。</p> <p>② ボラティリティ・スキャンレンジ算出におけるカバー期間は、各限月 120 個の価格変動幅が取得できる期間をいう。</p>
(3) 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額	<p>1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額は、カバー・商品内スプレッド・リスク・レンジに当該商品グループの原資産の換算倍率を乗じて得た額とする。</p> <p>① カバー・商品内スプレッド・リスク・レンジとは、原則として、1番限を除くすべての番限を対象とし、カバー期間における日々の商品内スプレッド・リスクのうち、99%をカバーできる商品内スプレッド・リスクの中の最小値に、基準日における1番限を除くすべての番限のうち最大の帳入値段を乗じた額をいう。</p> <p>② 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額算出におけるカバー期間は、各限月 120 個の価格変動率が取得できる期間をいう。</p> <p>③ 商品内スプレッド・リスクとは、当日の原資産の帳入価格と前営業日の帳入価格の差を、前営業日の帳入価格で除して得られた変動率のうち、各取引日の最大の変動率と最小の変動率の差をいう。</p> <p>④ 1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額は、5,000 円の整数倍となるように切り上げる。</p> <p>⑤ 同一商品内で取引単位の異なる限月が混在する場合には、上記にかかわらず、当社が別に定める1 ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額を設定するものとする。</p>

項 目	内 容
(4) 1 ネット・デルタ当たりの納会 月割増額	<p>① アウトライト・チャージ</p> <p>イ. アウトライト・チャージは、原則として、各商品グループの原資産のすべての番限を対象として得たプライス・スキャンレンジから、1番限を除くすべての番限を対象として得たプライス・スキャンレンジを差し引いて得た額とする。</p> <p>ロ. アウトライト・チャージは、5,000 円の整数倍となるように切り上げる。</p> <p>ハ. 同一商品内で取引単位の異なる限月が混在する場合には、上記にかかわらず、当社が別に定めるアウトライト・チャージを設定するものとする。</p> <p>② スプレッド・チャージ</p> <p>スプレッド・チャージは、アウトライト・チャージと同額とする。</p>
(5) 商品間スプレッド・クレジット・レート	<p>当社が割引を認める商品間スプレッドにおける商品間スプレッド・クレジット・レートは、原則として、各商品グループの原資産のリスク相殺可能割合を基に当社が定める値とする。なお、リスク相殺可能割合は、基準日までの 120 日間をカバー期間として、対象商品間で生じる日々の実際のリスクを算出した値とする。</p>
(6) 商品間デルタ／スプレッド比率	<p>当社が割引を認める商品間スプレッドにおける商品間デルタ／スプレッド比率は、原則として、対象商品間の換算倍率に応じて得た値とする。なお、小数第 3 位以下の端数を生じたときは、これを小数第 3 位で四捨五入する。</p>
(7) 売オプション 1 単位当たりの最低証拠金額	<p>売オプション 1 単位当たりの最低証拠金額は、当該商品グループのプライス・スキャンレンジにデルタ・スケーリング係数を乗じた額の 2.5% に相当する額（100 円の整数倍となるように切り上げる。）とする。</p>

項 目	内 容
<p>5. 定期的に見直しを行わない SPAN パラメータ</p> <p>(1) デルタ・ウェイト</p> <p>(2) オプション理論価格算出式</p> <p>(3) スキャンリスクのシナリオ 15 及び 16 に関する変数</p> <p>(4) ティア</p> <p>(5) 商品内デルタ／スプレッド比率</p> <p>(6) 当社が割引を認める商品間スプレッド及び商品グループ間割引額の計算における優先順位</p>	<p>当社が、定期的に見直しを行わない SPAN パラメータは、以下のものとする。</p> <p>すべての商品グループに係るデルタ・ウェイトを次のとおりとする。</p> <p>① シナリオ 1 及び 2 は、13.5%</p> <p>② シナリオ 3, 4, 5 及び 6 は、10.85%</p> <p>③ シナリオ 7, 8, 9 及び 10 は、5.55%</p> <p>④ シナリオ 11, 12, 13 及び 14 は、1.85%</p> <p>SPAN におけるオプション理論価格算出式は Black-76 とする。</p> <p>スキャンリスク額を算出する場合における 16 通りのシナリオ中、シナリオ 15 及び 16 については、原資産価格が「X 倍」変動し、ボラティリティが不変の場合の当該銘柄の予想損益の「Y%」の額を換算するが、この「X 倍」を「3 倍」と、「Y%」を「30%」とする。</p> <p>すべての商品グループについて、ティアを設定しないこととする。</p> <p>すべての商品について、商品内デルタ／スプレッド比率は 1 : 1 とする。</p> <p>当社が割引を認める商品間スプレッド及び商品グループ間割引額の計算における優先順位は、当社が別に定めたものとする。</p>

項 目	内 容
<p>(7) デルタ・スケーリング係数</p> <p>(8) 当初／維持証拠金調整比率</p> <p>(9) アカウント・タイプごとの調整係数</p>	<p>① 金（ミニ取引）及び金先物オプションのデルタ・スケーリング係数は、0.1 とする。</p> <p>② 白金（ミニ取引）のデルタ・スケーリング係数は、0.2 とする</p> <p>③ 同一商品グループ内で取引単位の異なる限月が混在する場合には、当社が別に定めるデルタ・スケーリング係数を設定するものとする。</p> <p>④ 上記以外の商品のデルタ・スケーリング係数は、1 とする。</p> <p>すべての商品グループにおけるアカウント・タイプ（メンバー、ヘッジャー、スペキュレーター）についての当初／維持証拠金調整比率を1 とする。</p> <p>アカウント・タイプごとの調整係数は、すべて1 とする。</p>
<p>6. その他の SPAN パラメータ</p>	<p>4. 及び5. 以外の SPAN パラメータについては、当社がその都度定めることとする。</p>